

産後ケア事業



産後のお母さんと赤ちゃんが安心して子育てができるように
助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

利用できる方

磐田市に住民票がある出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、お母さん、赤ちゃんともに医療行為が必要ない方

※インフルエンザなどの感染症にかかっている（疑いを含む）場合はご利用できません。

ケアの内容

- お母さんの心や体のケアやアドバイス
- 授乳指導と乳房ケア（乳房マッサージを含む）
- 赤ちゃんのお世話の仕方や育児相談

	宿泊型	通所型（1日・半日）	訪問型
内容	お母さんと赤ちゃんが病院や助産所に宿泊し、サービスを受ける。	お母さんと赤ちゃんが病院や助産所に通所し、サービスを受ける。 1日：6時間程度、昼食の提供を含む 半日：3時間以内、食事提供なし	助産師等が自宅を訪問し、サービスを受ける。（3時間以内）
利用限度日（回数）	通算 7 日まで	通所型・訪問型あわせて 4 回まで	
自己負担額	利用料金の 2 割※ ※多胎児利用料（2人目以降の利用料）は無料です。 ※非課税世帯又は、生活保護受給世帯の方は、自己負担額がありません。 ※別途個室利用料金や交通費が加算される場合があります。 詳しくは予約時に施設へお問い合わせください。 ※宿泊型、通所型の入・退所時間は予約時に施設へお問い合わせください。 ※里帰り等の事情で、市が委託している施設以外で利用した場合、公費負担額に上限があります。 詳しくは裏面の二次元コードより「里帰り先で利用を希望される方へ」をご確認ください。		

ご利用方法は
裏面を
ご覧ください。

利用者の声



健康的でおいしいご飯を食べながら、子どもとゆっくり向き合うことができました。



育児や授乳について相談ができ、気持ちが楽になりました。助産師さんの言葉に安心感がありました。



初産のため、育児手技に不安ありましたが、自宅に戻ってからも自信を持って育児できました。



助産師さんに乳房マッサージをしてもらい、楽になりました。アドバイスをもらえてよかったです。

ご利用の流れ

1 申請



利用希望日の2カ月から1週間前までに電子申請を行ってください。

電子申請が難しい方は、子ども若者家庭センター窓口（iプラザ2階）でも申請することができます。窓口申請は、利用者、配偶者またはその両親が申請できます。

2 利用決定

審査の結果、利用が決定しましたら、市から「産後ケア事業利用承認決定通知書」を送付します。

3 予約

直接利用を希望する施設に連絡し、予約をしてください。
予約時に、内容や持ち物をご確認ください。

利用できる施設は下の二次元コードより「磐田市ホームページ（産後ケア事業のご案内）」をご確認ください。

4 利用

利用当日、産後ケア事業を利用します。

5 支払い

利用終了時、自己負担額を施設へ直接お支払いください。

利用上の注意

- 申請から利用決定までには1週間程度かかります。お早めにご申請ください。
- 利用の中止や変更がある場合は、必ず、速やかに予約施設へご連絡ください。連絡がない場合は、キャンセル料が発生する場合があります。
- 里帰り等の事情で、市が委託している施設以外で利用した方が助成を受けるためには、別途手続きが必要です。詳しくは、下の二次元コードより「里帰り先で利用を希望される方へ」をご確認ください。



磐田市ホームページ
（産後ケア事業のご案内）



里帰り先で利用を
希望される方へ

お問い合わせ

磐田市子ども若者家庭センター 子育てサポートグループ
〒438-0077 磐田市国府台57-7
TEL:0538-37-2012 FAX:0538-37-2812